

岡山県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金

経営改善支援事業 審査基準

岡山県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業における経営改善支援事業については、県の公募に対し応募のあった事業者の中から、次の審査基準に基づき審査した結果、適正と認められた事業者を採択するものとし、予算の範囲内において交付決定を行うこととする。

No.	審査項目	チェック欄
1	経営改善支援を受ける目的が明確であること	
2	経営改善支援による成果目標が目的に沿った内容であること	
3	経営改善支援による成果目標が明確かつ達成不可能な内容でないこと	
4	経営改善支援による成果目標が事業完了後に行う県への実績報告において、“成果物”として提示できるものであること	
5	経営改善支援の具体内容に対して、所要額が明らかに過大でないこと	
6	見積書の写しを添付するなどして所要額の積算根拠が確認できること	
7	経営改善支援を依頼する業者又は専門家が事業者の目的を達成するために必要な対応実績を有していることが確認できること	
8	1から7までの項目を審査するに当たり、県が必要とする書類が事業者から提出されていること	